

千葉県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成28年3月22日

千葉県監査委員	清	水	謙	司
同	宮	原	清	貴
同	村	尾	伊	佐夫
同	森		茂	樹

27千総総第900号

平成28年3月17日

千葉市監査委員 清水 謙司 様
同 宮原 清貴 様
同 村尾 伊佐夫 様
同 森 茂樹 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成26年度監査報告第10号、平成27年度監査報告第7号及び第8号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 設計・積算について改善すべき事項</p> <p>ア 道路用溶融スラグ入りアスファルト合材の使用を適正に行うべきもの [建設局：赤井町60号線側溝新設工事、富士見加曾利町線（栄町地区）電線共同溝整備工事（中26-1）、下水道施設改良工事（松波25-1工区）] [水道局：配水管布設工事（26-1工区）]</p> <p>「道路用溶融スラグの有効利用の促進について」（平成19年3月30日付け土木部長通知）によると、再生密粒度アスファルト合材等の対象となるアスファルト合材を同一種類で50トン以上使用する工事については、一般廃棄物等の焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ入りのアスファルト合材を使用するものとされている。</p> <p>しかしながら、当該工事4件においては、対象となるアスファルト合材を同一種類で50トン以上使用するにもかかわらず、道路用溶融スラグ入りのアスファルト合材を選定していなかった。</p> <p>道路用溶融スラグ入りアスファルト合材の使用については、通知に基づき適正に行われたい。</p>	<p>道路用溶融スラグ入りアスファルト合材の使用については、平成27年11月10日に土木部長から工事担当課長等に対し文書で通知し、平成19年3月30日付け土木部長通知に基づき適正に行うよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、アスファルト舗装工を積算する際に、対象となるアスファルト合材を同一種類で50トン以上使用する場合に道路用溶融スラグ入りアスファルト合材が選択されているか、確認を促す注意メッセージを表示するように土木工事積算システムを改良し、平成27年11月から運用開始した。</p>
<p>イ 道路標識の標示板に使用する反射材料の設計を適正に行うべきもの [建設局：穴川犢橋町線交差点改良工事（稲26-1）]</p> <p>千葉県土木工事共通仕様書によると、道路標識の標示板に使用する反射材料は、超高輝度広角反射シート（以下「広角プリズム型」という。）を使用するものとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、道路利用者に対して注意を喚起する警戒標識に広角プリズム型を選定せず、高輝度反射シート（カプセルプリズム型）</p>	<p>道路標識の標示板に使用する反射材料の設計については、平成27年11月10日に土木部長から工事担当課長等に対し文書で通知し、千葉県土木工事共通仕様書に基づき適正に行うよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、道路標識設置工を積算する際に、道路標識の標示板に使用する反射材料は、超高輝度広角反射シートが選択されているか、確</p>

<p>の反射材料で設計していた。</p> <p>道路標識の標示板に使用する反射材料については、千葉市土木工事共通仕様書に基づき適正に行われたい。</p>	<p>認を促す注意メッセージを表示するように土木工事積算システムを改良し、平成27年11月から運用開始した。</p>
<p>ウ 区画線の設計単価の算出を適正に行うべきもの [建設局：都賀駅大草町線自転車走行環境整備工事（26-1）、富士見加曾利町線（栄町地区）電線共同溝整備工事（中26-1）、（主）千葉臼井印西線外1舗装改良工事（若26-1）、おゆみ野118号線舗装改良工事（緑26-1）]</p> <p>土木工事積算基準によると、道路の区画線工の設計単価については、線種や幅などの仕様ごとの市場単価に、工事全体で各種幅の違う区画線を15センチメートルで換算した総延長で判定した加算率を加えた率を乗じて算出することとされている。</p> <p>しかしながら、当該工事4件においては、各種区画線工の設計単価を算出するに当たり、市場単価に、15センチメートルで換算した総延長で判定した加算率を加えた率を乗じて算出すべきところ、15センチメートルで換算しない総延長で判定した加算率を加えた率を乗じて設計単価を算出していた。</p> <p>区画線工の設計単価の算出については、土木工事積算基準に基づき適正に行われたい。</p>	<p>区画線工の設計単価の算出については、平成27年11月10日に土木部長から工事担当課長等に対し文書で通知し、土木工事積算基準に基づき適正に行うよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、区画線工の設計単価を積算する際に、工事全体で各種幅の違う区画線を15センチメートルで換算した総延長で判定した加算率が選択されているか、確認を促す注意メッセージを表示するように土木工事積算システムを改良し、平成27年11月から運用開始した。</p>
<p>エ スクラップ控除の積算を適正に行うべきもの [建設局：市場町4号線道路改良工事]</p> <p>土木工事積算基準によると、スクラップ控除を工事費に計上する場合は、直接工事費に計上した上で、当該項目を間接工事費等（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等）の対象から除外するものとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、</p>	<p>スクラップ控除の積算については、平成27年11月10日に土木部長から工事担当課長等に対し文書で通知し、土木工事積算基準に基づき適正に行うよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、スクラップ控除を直接工事費に計上した場合、間接工事費等の対象から自動で除</p>

<p>鋼製の歩道橋の撤去に伴い発生する鉄くず等について、スクラップ控除として直接工事費に計上したものの、間接工事費等の対象から除外せずに積算していた。</p> <p>スクラップ控除の積算については、土木工事積算基準に基づき適正に行われたい。</p>	<p>外されるよう、土木工事積算システムを改良し、平成27年11月から運用開始した。</p>
<p>(2) 施工について改善すべき事項</p> <p>ア 掘削作業における作業員の安全を確保すべきもの [建設局：(主) 千葉川上八街線交差点改良工事、黒砂台21号線外整備工事、こてはし貯留施設警報システム設置工事]</p> <p>建設工事公衆災害防止対策要綱によると、地盤を掘削する場合においては、掘削の深さ、掘削を行っている期間、当該工事区域の土質条件、地下水の状況、周辺地域の環境条件等を総合的に勘察して、土留工の形式を決定し、安全かつ確実に工事が施工できるようにしなければならないとされている。</p> <p>また、土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが1.5メートルを超える場合には、原則として、土留工を施すものとされている。</p> <p>しかしながら、当該工事3件においては、下水道のマンホール設置工事及び道路照明灯の基礎工事等で深さ1.5メートルを超える約1.7～2.0メートルの掘削を行ったにもかかわらず、掘削面の崩落を防止するために必要とされる安全な勾配の確保や土留工がされていなかった。</p> <p>掘削作業においては、建設工事公衆災害防止対策要綱に基づき適正に行われたい。</p>	<p>掘削作業における作業員の安全確保については、平成27年11月10日に土木部長から工事担当課長等に対し文書で通知し、建設工事公衆災害防止対策要綱を遵守し、掘削の深さが1.5メートルを超える場合は原則として土留工を施すなど、事故を未然に防止する安全対策の徹底を受注者に指導するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p>

イ 建築物を除却しようとする旨の届出を適正に行うべきもの [建設局：坂月浄化センター官舎解体工事]

建築基準法によると、建築物の除却の工事を施工する者が建築物を除却しようとする場合においては、建築主事を経由して、その旨を都道府県知事に届け出なければならないとされている。

しかしながら、本工事においては、建築物を除却したにもかかわらず、届出を行っていなかった。

建築物を除却しようとする旨の届出については、建築基準法に基づき適正に行われたい。

建築物を除却しようとする旨の届出については、平成27年11月10日に土木部長から工事担当課長等に対し文書で通知し、建築基準法を遵守し、届出を確実にを行うことを受注者に指導するよう、所属職員へ周知徹底を図った。